

久留米市行方不明高齢者等位置情報検索サービス利用補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、認知症などにより行方不明になる可能性が高い高齢者等（以下「認知症高齢者等」）の家族等に対し、認知症高齢者等が行方不明になった場合に備え位置情報検索サービス（Global Positioning System：全地球無線測位システム等）の利用開始に係る費用を助成することにより、認知症高齢者等が行方不明となった場合の早期発見と事故の防止を図り、家族等の身体的及び精神的な負担を軽減することを目的とする。

(対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 次の各号に掲げる者を介護する家族等

ア 市内に居住する65歳以上の認知症高齢者

イ 市内に居住する40歳以上65歳未満の者で、初老期における認知症により介護保険の認定を受けているもの

(2) その他久留米市長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、認知症高齢者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、対象者としなない。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設に入所する者及び特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護を利用する者

(2) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所に入院する者

(3) 次のいずれかの社会福祉施設に入所する者

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設等

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設及び更正施設

ウ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム

(補助の対象及び金額)

第3条 補助の対象は、位置情報検索サービスの利用開始に必要な初期費用とする。

2 補助する金額は、28,000円を上限とする。

3 携帯電話及びスマートフォン等の携帯音声通信端末設備は、補助の対象としなない。ただし、主な機能が位置情報の取得を目的とするものについては、この限りではない。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、位置情報検索サービスに関わる利用契約を締結する前に、補助金交付申請書（第1号様式）により、市長に申請するものとする。

2 申請者が補助金交付申請書（第1号様式）を提出する場合、次の各号に定める書類を添付するものとする。

(1) 見積書など、初期費用が分かるもの

(2) その他市長が必要と認める書類

(決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を決定するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、速やかに申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の不交付を決定したときは、補助金不交付通知書（第3号様式）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（変更の承認申請）

- 第6条 補助金交付の決定を受けた者は、第4条の申請の内容を変更し、又は取り下げるときは、速やかに補助金変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を得るものとする。
- 2 市長は、前項の場合において、承認又は不承認の別を決定して、補助金変更承認決定通知書（第5号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

- 第7条 申請者は補助事業が完了した時には、補助金実績報告書（第6号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。
- （1） 契約書など、位置情報検索サービスの利用開始が分かる書類
 - （2） 領収書
 - （3） その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

- 第8条 市長は、前条の報告を受け、適当と認めるときは、補助金額を確定し、補助金確定通知書（第7号様式）により補助交付の決定を受けた者に通知するものとする。ただし、補助金交付決定通知書に記載した補助金交付予定額と確定した額が同額の場合は、通知を省略することができる。

（補助金の返還）

- 第9条 市長は、すでに補助金が交付されているもので、補助金の交付決定を取り消されたものに、当該取消しに係る補助金の返還を命じることができる。

（久留米市補助金等交付規則の適用）

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関しては久留米市補助金等交付規則（昭和50年久留米市規則第5号）を適用する。

（補則）

- 第11条 この要綱の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。